

公益財団法人大倉精神文化研究所における公的研究費等の執行に関する不正防止計画

制定 平成27年4月1日
最新改正 令和4年9月1日

公益財団法人大倉精神文化研究所(以下「財団」という。)は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(平成19年2月15日文科科学大臣決定、令和3年2月1日改正)」に基づいて、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人等の公的機関から配分される競争的資金(以下、「公的研究費」という。)の不正使用を未然に防止し、適正な運営・管理を行うため、公益財団法人大倉精神文化研究所における公的研究費取扱要綱(平成27年4月1日制定、令和4年9月1日改正)第16条第1項に掲げる不正防止計画を次のとおり定める。なお、本計画は制定時において当面取組むべき措置を掲げたものであり、不正発生要因の集積及び分析、監事との情報提供や内部監査の結果などを踏まえ、随時見直しを行う。

1 公的研究費の運営・管理に関わる全ての役職員(役員、評議員、固有職員、嘱託職員及び財団の業務を受託した者)の不正行為に対する意識向上と浸透に関する事項

- (1) コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理・監督すること。
- (2) コンプライアンスに係る啓発活動を定期的を実施すること。
- (3) コンプライアンス教育及び啓発活動は、監事との情報提供や内部監査の結果を踏まえて、随時見直すこと。

2 公的研究費等の適正な執行管理に関する事項

- (1) 物品の発注・検収は事務局の責任で行うこと。ただし1回の発注金額が10万円未満の場合は研究者自らが発注することができることとする。この場合は、研究者等に発注先選択の公平性、発注金額の適正性の説明責任、弁償責任等の会計上の責任も帰属する。
- (2) 出張等の旅費に関する不正を防止するため、旅行日程や宿泊の有無等を証明する書類等を確認すること。

3 監査に関する事項

- (1) 不正防止計画推進部、監事及び内部監査員は連携して、重点的かつ機動的な監査を実施し、意見交換の機会を適宜設けること。
- (2) 内部監査員は、財務情報及び公的研究費の管理体制を随時検証すること。

4 不正取引に関与した研究員、構成員及び業者への処分に関する事項

- (1) 調査委員会において不正を認定した場合、関与した研究者及び構成員の処分は、財団の規程に則り行うこと。なお悪質性が高い場合には、法的な手続をとるものとする。
- (2) 不正な取引に関与した業者には、取引停止等の厳格な処分を行うこと。

5 その他不正防止に必要な事項

- (1) 研究費の不正への取り組みに関する財団の方針及び意思決定手続を、財団ホームページにより外部へ公表すること。

以上